

# 神奈川県立体育センター等特定事業

## 入札説明書

平成 28 年 7 月 29 日

神奈川県



# 目 次

<b>第 1 入札説明書の定義</b> .....	<b>1</b>
<b>第 2 事業概要</b> .....	<b>2</b>
1 事業の名称 .....	2
2 事業の目的 .....	2
3 P F I 事業の内容 .....	2
4 施設等の概要 .....	2
5 関係法令等 .....	4
6 事業の範囲 .....	4
7 P F I 事業として求めるサービスの水準 .....	5
8 事業スケジュール .....	5
9 事業方式 .....	6
10 支払条件等 .....	6
11 事業期間終了時の条件 .....	6
12 施設等の使用 .....	6
13 その他 .....	6
<b>第 3 事業者選定方法</b> .....	<b>7</b>
1 入札等のスケジュール .....	7
2 落札者の選定手順 .....	7
<b>第 4 応募要件等</b> .....	<b>8</b>
1 入札に参加する者に必要な資格 .....	8
2 参加資格要件確認基準日等 .....	11
3 入札参加に当たっての留意事項 .....	12
<b>第 5 入札参加手続等</b> .....	<b>13</b>
1 入札参加手続 .....	13
2 入札方法等 .....	15
3 落札者の決定方法等 .....	19
4 その他 .....	20
<b>第 6 契約手続等</b> .....	<b>21</b>
1 基本協定の締結 .....	21
2 特別目的会社の設立 .....	21
3 契約保証金 .....	21
4 特定事業契約の締結 .....	22
5 金融機関との協議 .....	22
6 債権の取扱い .....	22
7 建物等への抵当権等の設定 .....	23
<b>第 7 その他</b> .....	<b>24</b>

1 グループ構成員の役割 .....	24
2 P F I 事業者の行う業務及びそれに対するモニタリング等 .....	24
3 サービス購入料の支払手続 .....	24
4 事業計画又は特定事業契約書の解釈について疑義が生じた場合の措置 .....	24

## 付属資料

- 付属資料 1 県が P F I 事業者を支払うサービス購入料について
  - 付属資料 2 モニタリング基本要領
  - 付属資料 3 神奈川県立体育センター等特定事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱
- 
- 付属資料様式 1 入札説明会及び現地見学会参加申込書
  - 付属資料様式 2 入札説明書等に関する質問書

## 別添資料

- 別添資料 1 神奈川県立体育センター等特定事業 業務要求水準書
- 別添資料 2 神奈川県立体育センター等特定事業 落札者決定基準
- 別添資料 3 - 1 神奈川県立体育センター等特定事業 様式集（参加資格審査関係）
- 別添資料 3 - 2 神奈川県立体育センター等特定事業 様式集（提案審査関係）
- 別添資料 4 神奈川県立体育センター等特定事業 特定事業契約書（案）
- 別添資料 5 神奈川県立体育センター等特定事業 基本協定書（案）

## 第1 入札説明書の定義

神奈川県立体育センター等特定事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、神奈川県（以下「県」という。）が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として特定事業の選定を行った神奈川県立体育センター等特定事業（以下「本事業」という。）に対して平成28年7月29日付け神奈川県公報により公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書です。

当該入札に係る調達は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「WTO政府調達協定」という。）の適用を受けます。

入札説明書に添付されている、以下の資料は、入札説明書と一体のものとし（以下「本件入札説明書」という。）

- ・神奈川県立体育センター等特定事業 業務要求水準書（以下「業務要求水準書」という。）
- ・神奈川県立体育センター等特定事業 落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）
- ・神奈川県立体育センター等特定事業 様式集（以下「様式集」という。）
- ・神奈川県立体育センター等特定事業 特定事業契約書（案）（以下「特定事業契約書（案）」という。）
- ・神奈川県立体育センター等特定事業 基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）

なお、本件入札説明書は、平成28年4月7日に公表した実施方針等（業務要求水準書（案）を含む。）平成28年5月18日に公表した実施方針等に対する質問への回答等、平成28年7月15日に公表した事業者ヒアリング結果、及び平成28年7月28日に公表した実施方針（修正版）等（以下「既公表資料」という。）を反映したものであり、本件入札説明書と既公表資料に相違がある場合には、本件入札説明書の規定内容が優先するものとします。また、本件入札説明書に記載がない事項については、既公表資料及び本件入札説明書に対する質問・回答によりますので、入札参加者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続を行ってください。

## 第2 事業概要

### 1 事業の名称

神奈川県立体育センター等特定事業

### 2 事業の目的

神奈川県立体育センター（以下「体育センター」という。）は、昭和43年に設置され、体育・保健体育教員の研修や体育・スポーツに関する調査・研究を行うとともに、総合スポーツ施設として県民のスポーツ振興拠点としての役割を担ってきました。

また、体育センターに隣接する神奈川県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）善行庁舎は、昭和39年に設置され、優れた教育人材の育成のための教員研修や多様な教育課題の等学校を支援するための調査・研究を行うとともに、約2.5km離れた亀井野庁舎では、児童・生徒、保護者や学校からの教育相談機能も担ってきました。

しかし、両センターともに設置から約50年が経過し、施設・設備の老朽化が著しく、バリアフリー化もなされておらず、施設の再整備が課題となっています。

一方、体育センターについては、運動・スポーツから「未病の改善」や「かながわパラスポーツ推進宣言」に則った取組など、今日的な新たな課題への対応や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等国際的なスポーツイベントが控えている中、その事前キャンプにも対応できる取組が求められています。

また、総合教育センターについては、一層の教員の能力向上を図るため、研修・研究の充実や、善行庁舎と亀井野庁舎の2庁舎体制の集約による、研修・研究・教育相談の機能の連携が求められています。

そこで、両センターの一体的な再整備を図り、このうちスポーツ関係施設については東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプにも活用できるよう、2020年（平成32年）4月1日に供用開始できることを目的として、本事業を実施するものです。

### 3 PFI事業の内容

本事業は、設計から運営までを一体とした落札者の提案に基づき、本事業を遂行する者（以下「PFI事業者」という。）が本事業の対象となる施設（以下「本施設」という。）の設計・建設及び備品等の調達・据付けをし、施設の所有権を県に移転後、本施設全体の維持管理及び運営支援を15年間行います。

### 4 施設等の概要

#### (1) 事業計画地の概要

項目	内容
建設場所	藤沢市善行7-1-1、7-1-2
敷地面積	現体育センター敷地 : 約151,320.62㎡ JR旧鉄塔敷地面積は含まない。
	現総合教育センター敷地 : 約21,827.73㎡
	面積合計 : 約173,148.35㎡
用途地域等	第2種中高層住居専用地域 一部 準住居地域
建ぺい率	60%

容積率	200%
高度地区 (最高限)	道路斜線 1.25 隣地斜線 20m + 1.25、最高高さなし、高度地区なし
地区計画	なし
計画道路	なし
防火地域	準防火地域
日影規制	第2種中高層住居専用地域： 3時間 / 2時間 (制限高さ 10m) 測定高さ 4 m 準住居地域： 4時間 / 2.5時間 (制限高さ 10m) 測定高さ 4 m
前面道路	21.0m (東側：国道) 9.0m (南側：市道) 12.0m (北側：市道) 6.0m (西側：市道)
駐車場	現体育センター敷地 : 242 台 現総合教育センター敷地 : 49 台 合計 : 291 台

## (2) 施設の概要

### ア 建設する施設

施設名称	概要	想定規模
第2アリーナ ・プール棟	第2アリーナ：アリーナ、多目的パラスポーツ競技・練習場、観客席 等 プール棟：屋内 50mプール、競技・練習場（フェンシング、ボクシング、ウエイトリフティング、ダンス・体操）、トレーニングルーム、運動能力筋力測定室 等	約 14,900 m <sup>2</sup> 地上 2 階
本館棟 (体育センター、総合教育センター)	事務室、研修室、研究室、実験実習室、会議室、相談室、図書室・資料室、大講堂 等	約 15,600 m <sup>2</sup> 地上 7 階
宿泊棟	宿泊室ツイン 42 室程度 (宿泊定員 84 名程度、全室障がい者 (車椅子) の利用を想定)、ミーティング室、飲食物販施設等	約 3,300 m <sup>2</sup> 地上 4 階

### イ 改修する施設

施設名称	概要	想定規模
テニスコート	砂入り人工芝への改修、屋外照明の設置、屋外更衣室の新築等	約 5,300 m <sup>2</sup> うち、屋外更衣室 約 260 m <sup>2</sup> 地上 1 階
グリーンハウス	歴史的建造物の保全を目的とした改修	約 1,420 m <sup>2</sup> 地上 3 階
外構	駐車場・駐輪場の整備、雨水貯留施設の整備、舗装の改修等	駐車場：約 300 台 うち、車いす用 約 15 台



## ウ その他施設

(県が施設の再整備を実施し、本事業で維持管理業務、運営支援業務の対象とする施設)

施設名称	概要	想定規模
陸上競技場	第2種公認陸上競技場トラック メインスタンド(1,600席程度)、バックスタンド (階段式1,680席程度)、放送席室、本部室、審判 控室 等	約2,000 m <sup>2</sup> 地上3階
補助競技場	全天候型走路、人工芝のインフィールド、屋外照明	10,194 m <sup>2</sup>
スポーツアリーナ	メインフロア、サブフロア、会議室、更衣室、管理 室、ランニングコース	9,123 m <sup>2</sup> 地上2階
球技場	人工芝コート、天然芝コート、スタンド	22,196 m <sup>2</sup>
屋外トイレ、 更衣室等	屋外トイレ、更衣室、倉庫	エレベータ棟： 約70 m <sup>2</sup> 地上2階 トイレ棟： 約550 m <sup>2</sup> 地上1階

## 5 関係法令等

本事業を実施するにあたって、PFI事業者は関連する各種法令(法律、政令、省令、条例及び規則)・基準・指針等を遵守してください。詳細については、業務要求水準書を参照してください。

なお、本事業の遂行に必要な許認可については、PFI事業者の責任において取得するものとし、その費用についてもPFI事業者の負担とします。

## 6 事業の範囲

### (1) 施設整備業務

- ア 設計業務
- イ 工事監理業務
- ウ 建設業務
- エ 備品調達・設置業務
- オ その他関連業務

### (2) 開業準備業務

### (3) 維持管理業務

- ア 点検・保守業務
- イ 経常修繕業務
- ウ 外構等維持管理業務
- エ 環境衛生管理業務
- オ 清掃業務
- カ 駐車場維持管理業務
- キ 駐輪場維持管理業務

- ク 警備監視業務
- ケ 備品管理業務

(4) 運営支援業務

- ア 受付・利用調整等業務
- イ 施設管理業務
- ウ プール監視等業務
- エ トレーニングルーム安全指導等業務
- オ 宿泊施設管理業務

(5) 飲食施設等運営業務

- ア 飲食物販施設運営業務
- イ 自動販売機運営業務

(6) 自主事業

7 PFI事業として求めるサービスの水準  
業務要求水準書によるものとします。

8 事業スケジュール

本事業に係る入札公告以後の主なスケジュールは次のとおりです。

(1) PFI事業者との特定事業契約締結（議会の議決）

平成 29 年 7 月

(2) 事業スケジュール

実施内容		事業期間
設計・建設	第 2 アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート及びグリーンハウス、外構	平成 29 年 7 月～平成 32 年 1 月末
	本館棟	平成 29 年 7 月～平成 32 年 12 月末
開業準備	第 2 アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート及びグリーンハウス、外構	平成 32 年 2 月～平成 32 年 3 月
	本館棟	平成 33 年 1 月～平成 33 年 3 月
供用開始日	第 2 アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート及びグリーンハウス、外構	平成 32 年 4 月 1 日
	本館棟	平成 33 年 4 月 1 日
維持管理	第 2 アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート、グリーンハウス、外構及びその他施設	平成 32 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月末
	本館棟	平成 33 年 4 月 1 日～平成 47 年 3 月末

運営支援	第2アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート、グリーンハウス及びその他施設	平成32年4月1日～平成47年3月末
飲食施設等運営	第2アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート、グリーンハウス及びその他施設(4(2)ウ)	平成32年4月1日～平成47年3月末
	本館棟	平成33年4月1日～平成47年3月末
駐車場維持管理業務	駐車場	平成32年4月1日～平成47年3月末
駐輪場維持管理業務	駐輪場	平成32年4月1日～平成47年3月末

## 9 事業方式

事業者が施設整備を実施した後、県に施設の所有権を移転し、事業者が事業期間中における維持管理業務等を実施するBTO(Build, Transfer and Operate)方式とします。

なお、テニスコート及びグリーンハウスについては、事業者が施設を改修し、事業者が事業期間中における維持管理業務等を行うRO(Rehabilitate Operate)方式とします。

## 10 支払条件等

県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条に基づき設定した債務負担行為の範囲内で、特定事業契約書の条項に従い提供されるサービスの対価として、PFI事業者に対してサービス購入料を支払います。

支払条件等については、付属資料1「県がPFI事業者に支払うサービス購入料について」を参照してください。

### 11 事業期間終了時の条件

本事業の終了時には、業務要求水準書に示す条件を保持している必要があります。

### 12 施設等の使用

本事業の遂行に必要な施設設備及び機器等については事業期間中PFI事業者が無償で貸与します。

なお、飲食施設等運営業務に必要な施設については、業務要求水準書に従って、県に施設等の貸付料を納付する必要があります。

### 13 その他

県は、本事業とは別に、体育センター(本館棟を除く。)について、ネーミングライツを導入予定です。

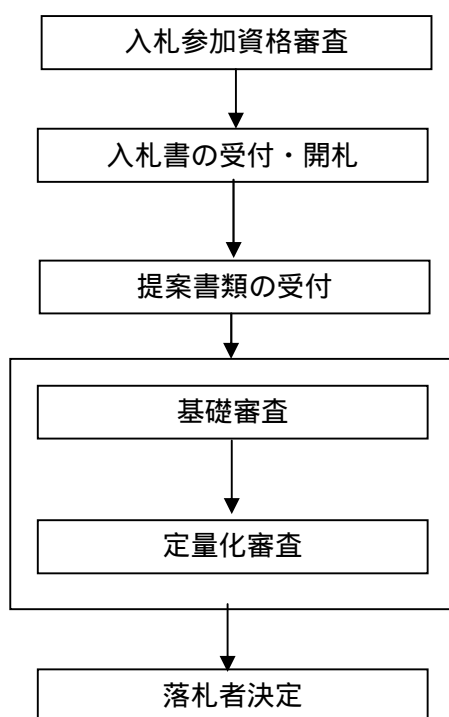
### 第3 事業者選定方法

本事業のPFI事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）によるものとします。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用されます。

#### 1 入札等のスケジュール

	年月日	内容
平成28年	7月29日	入札公告
	8月5日	入札説明会及び現地見学会
	8月22日～26日	入札公告に関する質問受付
	9月26日	入札公告に関する質問への回答の公表
	10月4日	参加表明書、入札参加資格審査書類等の受付
	10月14日	資格確認結果の通知
	10月20日	入札公告に関する事業者ヒアリング
	12月9日	入札及び提案書類の受付
平成29年	1月中～下旬（予定）	提案書に対するヒアリング及び事業者のプレゼンテーション
	2月上旬（予定）	落札者の決定
	2月中旬（予定）	基本協定の締結
	4月下旬（予定）	仮契約の締結
	7月（予定）	特定事業契約の締結

#### 2 落札者の選定手順



参加表明書と併せて、入札参加資格に関する証明書類を審査します。

入札開札を同時に行います（価格審査）。県が設定した予定価格を超えている場合は失格となります。なお、すべての入札参加者が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行いません。価格審査の後、提案書類の受付を行います。その際指定されたすべての書類が揃っていない場合は失格となります。

提案内容が業務要求水準をすべて満たしていることを確認します。基礎審査のいずれかの項目で、要求を満たしていない場合は失格となる場合があります。

事業計画に関する事項、施設整備に関する事項、維持管理業務に関する事項、運営支援業務に関する事項、飲食施設等運営業務に関する事項、自主事業に関する事項、サービス購入料に関する事項の各項目について、提案の内容に応じてその具体性や効果等を評価します。

## 第4 応募要件等

### 1 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を満たす者であることを要します。

#### (1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、事業範囲に掲げる業務を実施することを予定とする複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、入札手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めることを要します。

イ 入札参加者は、参加表明書及び資格確認申請書の提出時において、応募グループの各構成員と協力企業（協力企業とは、応募グループの各構成員以外の者で、事業開始後、PFI事業者から本事業の業務を直接受託し、又は請負うことを予定している者をいう。）の企業名及び携わる業務等を明らかにすることを要します。

ウ 入札参加資格の確認基準日（以下「確認基準日」という。）後は、応募グループの各構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じ、代表企業以外の応募グループの各構成員又は協力企業を入札書の受付までに変更又は追加しようとする者にあつては、入札日の7日前までに県と協議を行い、県の承諾を得るとともに、変更又は追加後において入札参加者に必要な資格を有することを証明できる場合に限り、代表企業以外の応募グループの各構成員又は協力企業を変更し、若しくは追加し、又は携わる予定業務を変更することができます。

エ 応募グループの各構成員と協力企業は、他の応募グループの構成員又は協力企業となることはできません。

オ 落札者たる応募グループの構成員（以下「落札者」という。）は、本事業を実施するために出資し、特定事業契約の仮契約締結時までに会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社としてSPCを設立し、本店所在地を県内に置くものとします。

SPCへの出資条件は次のとおりとします。

(ア) 代表企業を含むグループ構成員でSPCの全議決権の2分の1を超える議決権（株主総会において出席する株主による普通決議の成立に必要な議決権）を保持するとともに、代表企業が筆頭株主であること。

(イ) 応募グループの代表企業と構成員はSPCへの出資を行うこと。

(ロ) 応募グループの構成員以外の者がSPCに出資することは妨げない。

(ハ) SPCの資本及び役員構成については、原則として制限は設けない。

(ニ) 施設整備業務の終了後一定期間（運営開始後2年程度）を経過した後は、事前に書面により県の承諾を得た場合に限り、施設整備業務に当たった者が保有するSPCの株式の第三者（当該株式を所有する構成員以外の者）への譲渡を認める。ただし、株式譲渡後においても上記(ア)の条件は保持すること。

#### (2) 応募グループの各構成員と協力企業に共通の参加資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないことを要します。

イ 県が措置する指名停止期間中の者でないことを要します。

ウ 確認基準日において、債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないことを要します。

- エ 確認基準日において、事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納している者でないことを要します。
- オ 確認基準日2年以内に、銀行取引停止処分を受けている者でないことを要します。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更正（再生）手続の開始決定を受けた後、県の競争入札参加資格の再認定を受けた者は除きます。
- カ 確認基準日6か月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出している者でないことを要します。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更正（再生）手続開始の決定を受けた後、県の競争入札参加資格の再認定を受けた者は除きます。
- キ 「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていることを要します。
- ク 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者でないことを要します。
- ケ 神奈川県が本事業について、金融、法務、技術等に関する検討を委託するアドバイザー契約に参与している企業又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がない者であることを要します。
  - (ア) アドバイザリー業務に参与している者の発行済み株式数の50%を超える株式を有している者又はその出資総額の50%を越える出資をしている者。
  - (イ) 当該入札参加者の代表権を有する役員がアドバイザー業務に参与している者の代表権を有する役員を兼ねている者。

なお、当該アドバイザー業務に参与している者は、株式会社長大（同協力企業として、東京丸の内法律事務所）です。
- コ PFI法第9条の欠格事由に該当している者でないことを要します。

(3) 応募グループの各構成員に共通の参加資格要件

応募グループの各構成員は、神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者及びその営業を継承したと認められた者であることを要します。

1者でも満たしていない場合は、その者が参加する応募グループは、入札に参加することはできません。

(4) 入札参加資格者名簿への登録手続

神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されていない者で入札に参加しようとする者は、平成28年10月4日（火）までに、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムのWTOの申請メニューにより競争入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県入札参加資格申請共同受付窓口へ提出してください（厳守）。

問合せ先 工事関係：県土整備局 事業管理部 建設業課

横浜駐在事務所 建設業審査担当

横浜市横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター

（電話 045-313-0722）

工事以外：会計局 調達課 資格審査グループ

横浜市中区日本大通1（電話 045-210-6721）

なお、提出書類によって資格確認を行い、結果を通知しますが、記載の開札日時までに改めて資格を満たしているか確認し、資格を満たしていない場合は、入札に参加することはできません。

(5) 各業務を担当する者に係る要件

設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務、運営支援業務、飲食施設等運営業務を担当する者は、以下の要件を満たしてください。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとします。ただし、工事監理業務と建設業務については、これを兼務することはできないものとします。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とします。

ア 設計業務を担当する者

次の(ア)から(ウ)のいずれの要件も満たしてください。

なお、(イ)、(ウ)の要件については、複数企業で設計業務を行う場合は、設計業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとします。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(イ) 延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上（主たる用途に限る。）の庁舎もしくは教育施設の設計の実績を有する者であること。

(ウ) 延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上（主たる用途に限る。）の体育施設（25m以上の屋内プール施設を含む。）の設計の実績を有する者であること。

イ 工事監理業務を担当する者

次の(ア)から(ウ)のいずれの要件も満たしてください。

なお、(イ)、(ウ)の要件については、複数企業で工事監理業務を行う場合は、工事監理業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとします。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(イ) 延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上（主たる用途に限る。）の庁舎もしくは教育施設の工事監理の実績を有する者であること。

(ウ) 延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上（主たる用途に限る。）の体育施設（25m以上の屋内プール施設を含む。）の工事監理の実績を有する者であること。

ウ 建設業務を担当する者

次の(ア)から(オ)のいずれの要件も満たしてください。

なお、(エ)、(オ)の要件については、複数企業で建設業務を行う場合は、建設業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとします。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、土木一式工事及び建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

なお、土木一式工事と建築一式工事を複数企業で分担して施工する場合は、担当する工事に係る許可を受けていなければならないものとします。

(イ) 土木一式工事及び建築一式工事に関わる建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定される経営事項審査結果通知を受けている者であること。

なお、土木一式工事と建築一式工事を複数企業で分担して施工する場合は、担当する工事に係る通知を受けていればよいものとします。

- (ウ) 建設業法第 26 条に規定される主任技術者又は監理技術者として、参加資格要件等の確認基準日以前に直接的かつ恒常的な 3 か月以上の雇用関係を有するものを専任で配置できる者であること。監理技術者を配置する場合は、土木一式工事と建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有すること。また、監理技術者講習修了証の交付を受けていること（平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた場合は不要です。）

なお、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えありません。また、工事着手時において、上記候補者と同等の資格を有することを県が確認したうえで、候補者の変更を行うことを認めます。

- (I) 建築一式工事においては、延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上（主たる用途に限る。）の庁舎もしくは教育施設の新築又は改築工事を完了した実績を有すること。
- (オ) 建築一式工事においては、延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上（主たる用途に限る。）の体育施設（25m以上の屋内プール施設を含む。）の新築又は改築工事を完了した実績を有すること。

#### エ 維持管理業務を担当する者

延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上（主たる用途に限る。）の庁舎、教育施設もしくは体育施設の維持管理の実績を有する者であること。

なお、複数企業で維持管理業務を行う場合は、維持管理業務を担当する者の代表者が実績を有していればよいものとします。

#### オ 運営支援業務を担当する者

次の(ア)及び(イ)のいずれの要件も満たしていること。

なお、複数企業で運営支援業務を行う場合は、運営支援業務を担当する施設にかかる実績をそれぞれの者が満たしていればよいものとします。

- (ア) 第2アリーナ・プール棟については、屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオ等の各施設のうち、2種類以上の施設に係る1年以上の運営実績を有すること。
- (イ) 宿泊棟については、宿泊機能を有する施設において1年以上の運営実績を有すること。

#### カ 飲食施設等運営業務を担当する者

飲食施設の1年以上の運営実績を有する者であること。

なお、複数企業で飲食施設等運営業務を行う場合は、飲食施設等運営業務を担当する者の代表者が実績を有していればよいものとします。

## 2 参加資格要件確認基準日等

- (1) 参加資格要件等の確認基準日は、資格確認申請書提出期限日（平成 28 年 10 月 4 日）とします。



(2) 上記(1)の確認基準日の翌日から落札者決定日までに、入札に参加する者の備えるべき参加資格要件を欠く応募グループは失格とします。

3 入札参加に当たっての留意事項

応募グループの各構成員と協力企業は、他の応募グループの構成員又は協力企業となることはできません。

なお、自らが参加した応募グループが落札者として選定されなかった場合には、県がPFI事業者と特定事業契約を締結後、PFI事業者に協力することができます。

## 第5 入札参加手続等

### 1 入札参加手続

#### (1) 入札説明書に関する事項

##### ア 入札説明書の閲覧

- (ア) 期間 平成28年7月29日(金)～平成28年10月3日(月)  
(ただし、「神奈川県の日を定める条例」(平成元年条例第12号)に定める県の休日を除く。以下、期間を指定している場合において同じ。)
- (イ) 時間 8時30分～12時及び13時～17時15分
- (ウ) 場所 4(3)に同じ

##### イ 入札説明会及び現地見学会

- (ア) 日時 平成28年8月5日(金)9時30分～17時00分
- (イ) 場所 体育センター、総合教育センター
- (ウ) 申込期日 平成28年8月3日(水)17時15分(厳守)
- (エ) 申込方法 付属資料様式1「入札説明会及び現地見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールにより4(3)に記載のアドレス(神奈川県教育委員会 教育局行政部教育施設課 体育センター・総合教育センター再整備グループあて)に申し込んでください(郵便等、電話又はFAXでの申込みは不可とします。)
- (オ) 注意事項
  - a 説明会当日は、本件入札説明書は配布しないので、4(3)に記載の神奈川県ホームページからダウンロードして持参してください。
  - b 事前に申し込まずに、当日来場しても説明会には参加できません。
  - c 説明会場の収容人数に制限があるため、申込みの状況によっては1社当たりの参加人数を制限するか、説明会を2回に分けて実施することもあります。
- (カ) 説明会会場への交通
  - a 体育センター、総合教育センター善行庁舎  
小田急電鉄江ノ島線「善行駅」東口から徒歩で7分程度。
  - B 総合教育センター亀井野庁舎  
小田急電鉄江ノ島線「六会日大前駅」東口から徒歩で15分程度。  
駐車スペースが限られているため、車での来場はご遠慮ください。

##### ウ 入札公告に関する質問及び回答

本件入札説明書に記載している内容に対する質疑応答を以下のとおりに行います。

なお、本件入札説明書の内容は変更しません。

- (ア) 質問の方法 添付資料一覧に記載する資料ごとに質問の内容を簡潔にまとめ、付属資料様式2「入札説明書等に関する質問書」に記入し提出してください。
- (イ) 受付期間 平成28年8月22日(月)～平成28年8月26日(金)
- (ウ) 提出方法 電子メールにより4(3)に記載のアドレス(神奈川県教育局 行政部 教育施設課体育センター・総合教育センター再整備グループあて)に提出してください。
- (エ) 回答 平成28年9月26日(月)から4(3)に記載の神奈川県HPに掲載するとともに、回答書を閲覧に供します。

- a 期間 平成 28 年 9 月 26 日（月）～平成 28 年 10 月 3 日（月）まで
- b 時間 8 時 30 分～12 時及び 13 時～17 時 15 分
- c 場所 4 (3)に同じ

#### エ 入札公告に関する事業者ヒアリング

(2)に示す入札参加資格の確認を受け、入札参加資格を有しているとされた者を対象に、本件入札説明書に関する共通理解を図ること等を目的として、事業者ヒアリングを以下のとおりに行います。

- (ア) 日時 平成 28 年 10 月 20 日（木）
- (イ) 場所 神奈川県教育委員会 教育局行政部教育施設課
- (ウ) 申込期日 平成 28 年 10 月 4 日（火）～平成 28 年 10 月 11 日（火）17 時 15 分（厳守）
- (エ) 申込方法等 詳細は付属資料 3「神奈川県立体育センター等特定事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱」によるものとします。
- (オ) その他 (ア)の日時の翌日以降についても、入札参加資格を有しているとされた者の申し出に基づき、適宜行います。

#### (2) 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、本件入札に参加することを表明し、第 4 1 に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有することを証明するため、以下のとおり別添資料 3 - 1「神奈川県立体育センター等特定事業 様式集（参加資格審査関係）」に記載の提出書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し入札参加資格の確認を受けることを要します。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は本件入札に参加することはできません。

#### ア 参加表明書等の受付日時、場所及び方法

- (ア) 日時 平成 28 年 10 月 4 日（火）  
8 時 30 分～12 時及び 13 時～17 時 15 分（厳守）
- (イ) 場所 4 (3)に同じ
- (ウ) 提出方法 参加表明書等の提出は、受付場所へ持参することにより行うものとし、郵便等、FAX 又は電子メールによる提出は認められません。

#### イ 参加表明書等の作成要領

参加表明書等に定めるところに従い作成してください。

#### ウ 資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果通知は、参加表明書等を提出した者に対して、書面により平成 28 年 10 月 14 日（金）までに通知します。ただし、第 4 1 (4)により、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムの W T O の申請メニューにより競争入札参加申請を行った者については、この通知で資格「有」とされた場合でも、開札日時までに改めて第 4 1 (3)の資格を満たしているか確認し、資格を満たしていない場合は、入札に参加することはできません。

## エ 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求められます。

(ア) 日時 平成 28 年 10 月 14 日（金）～平成 28 年 10 月 21 日（金）

8 時 30 分～12 時及び 13 時～17 時 15 分（厳守）

(イ) 場所 4 (3)に同じ

(ウ) 提出方法 説明要求の書面（様式自由）の提出は、受付場所へ持参することにより行うものとし、郵便等、FAX 又は電子メールによる提出は認められません。

(エ) 説明要求があった場合は、平成 28 年 10 月 28 日（金）までに回答します。

## オ 応募グループの各構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更

第 4 1 (1) ウに定める予定業務に変更がある場合には、速やかに変更後の該当様式を提出してください。

## カ 入札参加を辞退する場合

参加表明以後、応募グループが入札（提案書の提出）を辞退する場合は、参加表明書等の入札辞退届（様式 8）を平成 28 年 12 月 2 日（金）17 時 15 分（厳守）までに 4 (3)に記載の場所に持参し提出するものとし、郵便等、FAX 又は電子メールによる提出は認められません。

## キ 入札参加資格の確認基準日以降の取扱い

入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、入札日において、第 4 1 (2)で定める要件のひとつでも満たさない場合は、入札に参加することはできません。

## ク その他

(ア) 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(イ) 県は、提出された参加表明書等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

(ウ) 第 4 1 (1) ウのただし書に該当する場合を除き、提出期限経過後における参加表明書等の差替え及び再提出は認めません。

## 2 入札方法等

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、別添資料 3 - 2 「神奈川県立体育センター等特定事業 様式集（提案審査関係）」に記載された、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案書」という。）を持参し、提出してください。

### (1) 入札書の受付及び開札の日時・場所

ア 日時 平成 28 年 12 月 9 日（金）14 時 00 分

イ 場所 横浜市中区日本大通 33 住宅供給公社ビル 5 階  
委員会会議室

(2) 入札に当たっての留意事項

ア 本件入札説明書の承諾

入札参加者は、本件入札説明書の記載内容を承諾の上、入札してください。

イ 費用負担

入札書及び提案書の作成、並びに提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とします。

ウ 入札書の提出方法

入札書は、提案書の様式集に定めるところにより作成し、(1)に示した日時までに提出してください。

入札書の提出に当たっては、第5-1(2)ウに定める入札参加資格の確認結果通知書の謄本を持参してください。

エ 入札代理人等

入札参加者は、参加表明書等として提出した委任状の謄本を提出場所に持参してください。

なお、入札時には身分を証明できるもの（運転免許証等）を持参してください。

オ 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札書について、(1)までに当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなします。

カ 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがあります。

キ 入札価格の記載等

(ア) サービス購入料の総額

県は本事業のサービス購入料の総額について、税抜で予定価格を設定します。

この「表 参考価格の内訳」は、予定価格の目安となる価格であり、消費税及び地方消費税並びに物価変動率を含みません。

なお、県の算定根拠は公表しません。

表 参考価格の内訳

項目	金額(税抜)	備考
施設整備費・開業準備費	18,540 百万円	S P C 開業費を含む
維持管理・運営支援費	4,850 百万円	S P C の運営に必要な経費を含む
合計( + )	23,390 百万円	

(イ) 入札価格の記載

入札価格の算定については、提案書の様式 2 - 1 を参照してください。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載することを要します。

具体的には、提案書の様式 2 - 2 中「支出合計（SPC に対する県の支払総額）」に記載した金額としてください。

ク 入札執行回数

1 回とします。

ケ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

- ・入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札（1(2)キ 参照のこと）
- ・参加表明時に提出された委任状に記載のない代理人のした入札
- ・参加表明書等に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札
- ・参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ・記名押印のない入札書による入札又は入札事項を表示しない入札
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- ・同一事項に対し 2 通以上した入札
- ・その他入札に関する条件に違反した入札

コ 留意事項

- ・入札参加者は、入札説明書（業務要求水準書、特定事業契約書（案）その他の添付書類を含む。以下同じ。）を熟覧の上、入札してください。入札説明書についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできません。
- ・入札参加者又はその代理人は、入札書の提出前に、その記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければなりません。ただし、入札金額の訂正は認めません。
- ・入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
- ・入札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとします。
- ・入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び入札立会職員以外の者は入場することができません。入札会場には、入札参加者又はその代理人いずれか 1 名のみ入場することができます。また、入札参加者又はその代理人は、入札開始後においては、会場に入場することができません。
- ・入札参加者又はその代理人は、入札中は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退場することはできません。

- ・入札会場において、次に該当する者は、当該会場から退去させます。
  - 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るため連合した者
- ・入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人になることができません。

(3) 提案書の提出

開札の結果、予定価格の範囲内の価格で応札した事業者は、下記のとおり提案書を持参してください。

ア 提案書受付の日時・場所

- (ア) 日時 平成 28 年 12 月 9 日（金）  
14 時 30 分～17 時 15 分（厳守）
- (イ) 場所 横浜市中区日本大通 33 住宅供給公社ビル 7 階  
神奈川県教育委員会 教育局行政部教育施設課  
体育センター・総合教育センター再整備グループ

イ 提案書提出に当たっての留意事項

提案書の様式集を参照し、提出してください。その際、指定された提案書がすべて揃っていない場合には、失格となります。

ウ 提案書の取扱い

(ア) 著作権

県が提示した参考図書等の著作権は県に帰属します。また、提案書の著作権は、応募グループに帰属します。

なお、本事業における公表及びその他県が必要と認めるときには、県は提案書の全部又は一部を使用できるものとします。

また、一旦提出された応募グループの提案書は一切返却しません。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負ってください。

(ロ) 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできません。

(ハ) 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができません。

(ニ) 提案書の変更禁止

提案書の変更はできません。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではありません。

(4) その他

ア 使用言語、単位、通貨及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるものとし、通貨は

日本国通貨とし、時刻は日本標準時（表記は 24 時間制）とします。

イ 入札保証金

入札保証金は免除します。

3 落札者の決定方法等

本件入札は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者の提案書を、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行います。

(1) 提案書の評価方法

ア 県による評価

県は、入札参加者の提案資料の内容が業務要求水準書のすべてを満たしていることを確認（基礎審査）します。入札参加者の提案内容のうち、価格については落札者決定基準に記載の方法で点数化し、価格以外の要素については県が特に重視する項目について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を行い、提案ごとに得点を付し（定量化審査）、合計した得点が最も高い提案を最優秀提案とします。

イ 「神奈川県立体育センター等再整備事業に係る P F I 事業者選定評価委員会」からの意見聴取

県が評価を行うにあたり、学識経験者等及び県職員で構成する「神奈川県立体育センター等再整備事業に係る P F I 事業者選定評価委員会」（以下「評価委員会」という。）から、入札参加者の提案資料の内容について意見を聴取します。

[ 評価委員会の構成 ]

委員長： 山内 弘隆（一橋大学大学院商学研究科 / 教授）  
副委員長： 光多 長温（公益財団法人都市化研究公室 / 理事長）  
委員： 大越 正大（東海大学 / 准教授）  
庄司 博之（神奈川県 / 県土整備局建築住宅部長）  
花田 忠雄（神奈川県 / 教育局教育環境整備担当部長）  
星野 芳久（関東学院大学 / 名誉教授）  
山崎 威司（神奈川県 / 総務局財産経営部長）

(2) 審査事項

落札者決定基準を参照してください。

(3) 提案に対するヒアリング等の実施

提案審査に当たっては、ヒアリング及び提案者による事業概要について、プレゼンテーションを実施します。

なお、ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時及び場所については、後日連絡します。

(4) 落札者の決定

県は、評価委員会からの意見聴取の結果を参考に、落札者を決定します。県と落札者は本件入札説明書に基づき契約手続を行い、落札者が設立した S P C と特定事業契約を締結



します。ただし、特定事業契約締結までの間に、落札者のうち代表企業が県の指名停止措置を受けた場合は、その限りではありません。その際、県は改めて落札者の決定を行います。

(5) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、入札参加者に文書で通知するとともに審査結果及び審査の講評と併せて神奈川県ホームページへの掲載その他の方法により公表します。電話等による問合せには応じません。

なお、P F I 法第 11 条に規定する客観的評価については落札者と基本協定を締結した後に公表します。

4 その他

- (1) 入札参加者は、本件入札説明書を熟読し、かつ、遵守してください。
- (2) 本件入札説明書に定めるもののほか、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知します。

- (3) 本事業に関する問合せ先は、次のとおりとします。

神奈川県教育委員会 教育局行政部教育施設課  
体育センター・総合教育センター再整備グループ  
電 話 0 4 5 - 2 1 0 - 1 1 1 1 (内線 8 0 2 7)  
F A X 0 4 5 - 2 1 0 - 8 9 2 3  
住 所 〒231-8509 横浜市中区日本大通 33 住宅供給公社ビル 7 階  
電子メール pe-c\_edu-c\_saiseibi@pref.kanagawa.jp  
ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/4021/>

- (4) 本入札に関する問合せ先は、次のとおりとします。

神奈川県教育委員会 教育局行政部財務課  
予算・経理グループ  
電 話 0 4 5 - 2 1 0 - 8 1 1 2  
F A X 0 4 5 - 2 8 5 - 9 7 7 5  
住 所 〒231-8509 横浜市中区日本大通 33 住宅供給公社ビル 7 階  
電子メール e-zaimusidou2@pref.kanagawa.jp

## 第6 契約手続等

### 1 基本協定の締結

落札者は、県と速やかに別添資料5「神奈川県立体育センター等特定事業 基本協定書(案)」(以下「基本協定書」という。)に基づき基本協定を締結しなければなりません。

### 2 特別目的会社の設立

落札者は、本事業を実施するため、特定事業契約の仮契約締結時まで、会社法に定める株式会社の形態でSPCを設立するものとします。

県は、落札者と締結した基本協定に基づき、落札者が設立したSPCと特定事業契約を締結します。

### 3 契約保証金

PFI事業者は、契約の履行を確保するため、以下のいずれかの方法をとることとします。

なお、契約保証金は、本件工事期間中(特定事業契約締結日から本館棟等の引渡日までをいう。)は返還しません。

#### (1) 契約保証金を納付する場合

契約保証金(施設整備費(本件工事費相当額)の100分の10に相当する金額以上の金額)を納付します。

なお、契約保証金は、本件工事期間中返還しません。また、利息等の付与も行いません。

「本件工事費相当額」とは、以下のとおりとします。

第2アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート及びグリーンハウス並びに、本館棟引渡し前：サービス購入料1-(1)及び1-(2)の合計金額

第2アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート及びグリーンハウス引渡し後：サービス購入料1-(2)の金額

また、上記と併せ、「本件工事期間」とは、以下のとおりとします。

特定事業契約締結日～第2アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート及びグリーンハウス等の引渡日

第2アリーナ・プール棟、宿泊棟、テニスコート及びグリーンハウス等の引渡日の翌日～本館棟等の引渡日

#### (2) 契約保証金の納付に代える場合

次のいずれかの方法により、本件工事費相当額の100分の10に相当する金額以上の金額(証券の場合は額面金額)を、本件工事期間中、提供・保証することとします。

- ・神奈川県債証券の提供
- ・国債証券の提供
- ・政府保証のある債券の提供
- ・銀行が振り出し又は支払保証をした小切手の提供
- ・出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関による保証書の提供

#### (3) 契約保証金を免除する場合

#### ア 代表企業及びPFI事業者の株主のうち県が適当と認めるものによる保証

PFI事業者は、特定事業契約書（案）別紙 13 に記載する様式に従い県の承認する内容の保証契約の差し入れを県に対して事前に確認し、特定事業契約締結時に保証人をして当該保証契約を締結させるものとします。

#### イ 履行保証保険の付保

県又はPFI事業者を被保険者とし、保険期間は施設整備期間中、補償限度額は本件工事費相当額の 100 分の 10 に相当する額とする履行保証保険を付保するものとします。工事費相当額については、契約保証金を納付する場合に準じるものとします。

なお、PFI事業者を被保険者とする履行保証保険を付保する場合は、保険金請求権に、特定事業契約書に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を県のために設定することを条件とします。

### 4 特定事業契約の締結

PFI事業者は、特定事業契約締結までに 3 に記載の契約保証金の納付等をし、県を相手方として、特定事業契約を締結しなければなりません。

#### (1) 特定事業契約書の内容変更

PFI事業者との契約に際し、特定事業契約書の内容変更は行いません。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能です。

#### (2) 特定事業契約書に係る作成費用

特定事業契約書の検討に係るPFI事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用（県の弁護士費用は除く。）は、PFI事業者の負担とします。

#### (3) PFI事業者の特定事業契約書上の地位

県の事前の承諾がある場合を除き、PFI事業者は特定事業契約書上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはなりません。

#### (4) 議会の議決

本事業の特定事業契約締結にあたっては、県はPFI事業者を特定事業契約の相手方として仮契約を締結します。この仮契約は、平成 29 年第 2 回神奈川県議会定例会（以下「県議会」という。）に提出し、議決を経た後に本契約となる予定です。ただし、県とPFI事業者が仮契約を締結後、県が県議会に議案を提出するまでの間に、落札者のうち代表企業が県の指名停止措置を受けた場合は、その限りではありません。

### 5 金融機関との協議

県は、資金調達上の必要があれば、一定の重要事項（特定事業契約書附則第 2 条に定める事項）について、PFI事業者に資金を提供する金融機関（融資団を含む。）と協議することがあります。

### 6 債権の取扱い

#### (1) 県からのサービス購入料の支払

県はPFI事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、PFI

I事業者が県に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とします。

(2) 第三者による代理受領

受領委任により、P F I事業者以外の者にサービス購入料の支払を希望する場合は、適法な委任状を県に提出し、県の承諾を得ることを要します。

なお、この場合においても、サービス購入料を分割し、複数の者に支払うことはできません。

(3) 債権の譲渡

P F I事業者が債権を譲渡する場合には、県の承諾を得る必要があります。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

P F I事業者が県に対して有する債権に対し質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に県の承諾を得る必要があります（県の事業実施に影響が生じると合理的に判断される場合は承諾しません。 ）。

7 建物等への抵当権等の設定

本事業でP F I事業者が整備する本施設について抵当権、質権その他の担保権、制限物権を設定することはできません。

## 第7 その他

### 1 グループ構成員の役割

応募グループの各構成員は、グループ内で各自が担うべき業務を明確にした上で、各業務を遂行してください。

なお、代表企業は県と特定事業契約関係諸手続を行うとともに県との対応窓口となるものとし、また、グループ構成員であるか協力企業であるかを問わず参加資格確認申請時に設計業務及び建設業務を実際に担当する者として申請した者の変更は認められません。

特定事業契約締結後は、各業務を実際に担当する者を県が把握する必要があることから、PFI事業者は業務遂行体制台帳（仮称）を提出して頂きます（詳細は、関係者協議会で定めます。）。

### 2 PFI事業者の行う業務及びそれに対するモニタリング等

県は、本事業の実施状況のモニタリング等を行います。

事業期間中、PFI事業者は、特定事業契約書に基づき、県に必要書類の提出や説明及び報告を行い、確認を受ける必要があります。詳細は付属資料2「モニタリング基本要領」を参照してください。

また、県は、原則としてPFI事業者に対して連絡等を行いますが、必要に応じて県と建設業務を担当した者等との間で直接連絡調整を行う場合があります。

### 3 サービス購入料の支払手続

PFI事業者は、月ごとに特定事業契約書第58条に規定する業務報告書を県に提出し、県のモニタリングによる確認の後、四半期毎に県に請求書を送付する必要があります。

県はPFI事業者から請求書を受け取った後、特定事業契約書に定める日までに支払いを行います。

### 4 事業計画又は特定事業契約書の解釈について疑義が生じた場合の措置

事業計画又は特定事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、県とPFI事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、特定事業契約書に規定する具体的措置に従うものとし、また、本事業に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。